

令和6年度第1回地域包括支援センター運営協議会会議録

○ 日 時 令和6年11月21日（木） 午後2時～午後3時

○ 場 所 宇都宮市総合コミュニティセンター 大集会室

○ 出席者 【委 員】

村井委員，北澤委員，阿部委員，大山委員，福田委員，
齋藤委員，石嶋委員，宮前委員，小野委員
＜欠席：小林委員，小島委員，山田委員＞

【事務局】

高齢福祉課長，高齢福祉課主幹（介護保険担当），高齢福祉課長補佐
高齢福祉課相談支援グループ係長，担当係長，主任
保健福祉総務課介護事業者指導グループ係長，主任
保健福祉総務課地域共生推進室総括

○ 公 開 傍聴者 なし

○ 会議経過

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度における包括的支援事業の実績や課題等について 【資料1】
- (2) 居宅介護支援事業所による介護予防支援事業所の指定申請等について 【資料2】
- (3) 制度改正に伴う地域包括支援センター職員配置の柔軟化について 【資料3】

○ 発言要旨

- (1) 令和5年度における包括的支援事業の実績や課題等について 【資料1】

＜事務局資料説明＞

村井委員

委員の皆様から意見等いかがか。

包括支援的支援事業実績，課題と解決策についても、示していただいた。重層的支援事業について、事務局説明にあった他に課題意識はないか。

重層的支援体制として、現場としては、行政の窓口から包括に戻すということが起きてしまうようだ。そのようにならないようにと、課題・対策を出している。

数字もよろしいか。3万件ぐらいの相談に対して、多機関協働同事業として対応するのは30件ぐらいという非常に少ない割合ではある。

その他の課題は、どうなのかっていうのはあるかもしれないが、今回、多機関協働事業についてはこのぐらいの数字ということ。

行政として、包括も含めて、かなり色々と難航しながら議論をして対応している。今後慣れてきたら、効率的にできる部分も作っていかないと、課題がこれから増えていくことを予想すると大変、ということになるかと思う。

宮前委員

確認をしたいのが2点ある。

6ページのところで、「細やかに調整等を重ねて支援につなげている」というようなことが書いてあるが、結果的には、この仕組み自体はうまく効果を生み出しているというか、困った人たちに対して何らかの、何らかの対応なり対策なりが取れているということではよろしいのか、とというのがまず1つ。

それから、その中から出てきた問題点を踏まえて、7ページのところで、今後の運用の方向性ということで、統一的な対応、それからより効率的にということ、運用の問題だけが今残っているという考え方でよろしいのか、その2点だけ確認をさせてもらってもよろしいか。

事務局

まず1点目、この事業全体として結果としてうまくいっているのか、そうじゃないかということについては、結果としてはうまくいっていると考えている。ただ、件数が先ほどご覧いただいた通り少ないので、やはりこの件数内で考えた時にはうまくいったなと考えている。

2点目について、運用上の問題だけなのかというところは、こちらも共通しているが、29件数というあくまで今寄せられたものについては、運用上の問題で解決できた部分がある。ただある程度今後、制度の改正等を対応していかないと、件数が増えた時には対応できないのではないかと捉えている。そちらにつきましては、庁内ワーキング等で検討重ねて、制度化といったものについても今後検討していく予定である。

宮前委員

そうすると、件数が少ないということはまだまだ周知が足りないという理解でよろしいか。10月の広報紙にも載っていたかと思うが、周知が足りてないのかと気になった。ただ1番難しいこととも思うが、いかがか。

事務局

周知については、ラジオ、テレビ、デジタルサイネージ、youtube、instagram等、色々な期間で行ってきたところではあるが、認知度としては正直なところまだ低いというのが実際である。周知方法等検討はしているが、やはり継続していくということが大切と考えている。

村井委員

周知を図ると相談数が増えるかもしれない、これからも1人暮らし高齢者が増えてい

くということで、多機関協働事業の必要性が減る要素はない。

これからも周知しながら必要な人には対応していけるような仕組みを考えてほしい。

多分、複合する課題を抱えてる当事者は、いわゆる情報弱者の場合もあるだろう、と考える。当人が、窓口に来て、相談をするっていうケースは、割と少ないのではないかとも思う。周りで支援している自治会の人たち、地域の様々な人たちのネットワークの中で、相談に繋がないと、と課題認識していくことも多いと考えるので、引き続き、周知は行っていかないとと思う。

また、きちんと課題解決できてるのかどうかについては、もちろんそういう意見があると思うが、件数がそんなにまだ多くないということで、各部署、なんとかお互いに話し合っ、連携をして課題解決につなげてっているのだろう。1つ1つ丁寧にやるほどの余裕がなくなっていくとまずいという課題意識もあって、共通のフォームや部署間の連携のルール等を一生懸命考えていただいているというところだと思う。方向性として理解はできるので、これでぜひ頑張ってください。

小野委員

8ページのところの、1番下の担当者間の交流の場の設置というところで、今後研修と共有していくといったことが重要と感じた。

また、例えば3ページにある本市のこの体制、相談支援事業、それからアウトリーチ事業等、そういった関係事業部署が情報共有をする、振り返りをする、評価をする、理解をするという機会があるのか。

15ページのヒアリングシートについてはこれで完成ということか。

事務局

振り返りの機会としては、まず、本年度は2回、全体研修会を行い、事業内容についての説明、理解促進というところを図った。また、ブロックごとに研修会を実施しており、ブロック内での関係者との連携を図ってきた。

またヒアリングシートについては、もし何か今後課題が出てくれば改正等対応していきたいと考えている。

小野委員

重層的支援体制整備事業を工夫しながら積み重ねていってほしい。

対応したデータ収集が本当に適切だったのかとか、そういったことも含めて評価する必要があると考えるし、全く同じケースは存在しないかと思うので、そのケースによっていろんな対応の仕方があると思う。

このシートを見ると、繋ぎが必要だと思われる部署という記載があるが、最終的にこれがどこの部署に繋がり、どういった期間内支援を行ったのかというところまで、1つにまとめて情報共有をして、積み重ねて、関係者間で、今取り組んでいるような年2回等の研修、会議等で共有をしていくと、有効になっていくのではないかと考える。

村井委員

関係部署間でも振り返って情報共有をしていただいたら良い。また、その関係部署だ

けではなく様々な関係者間でも、情報共有の強化が重要。

事案をどのように評価して解決に結びつけようとしたのか、それがうまくいったのかいかなかったのか、そういったことを、質的に評価を行い、蓄積をして、解決のための引き出しを増やしていくということが、今後の効率化にも結びついていくと考える。その点、ぜひ期待をしている。

(2) 居宅介護支援事業所による介護予防支援事業所の指定申請等について 【資料2】

<事務局資料説明>

村井委員

ご存じの通り、ケアプラン作成については、包括支援センターが今まで多くを行ってきた部分ではあるもの、包括の仕事もなかなか大変である。従来は、委託で他の事業所にやってきたが、国も法的に変えてきたので、行政としては、市内の介護支援事業所に、ケアプラン作成を気持ちよく事業所として手上げをして受けてほしい。結果的に包括の負担軽減につながればいい、というような流れではないかと思う。

法的には可能となったが、実際に運用を考えた際、皆様からの意見をぜひお願いしたい。

大山委員

今の包括は業務が忙しいと思う。そのような中こういった手を挙げる事業者が出てくるのは非常に素晴らしい。

実際、特に問題なく予防プラン作成の委託を既に受けている事業所だと思われ。今回、個人業所ということで、役割分担、手分けをしながら事業を推進できればなと思っている。

齋藤委員

先日、宇居連でも話になった。市内であんまり積極的に居宅介護支援事業所が指定を受けてないという現状である、というところは協議会の方でも確認した。

はやり委託料の課題も現実的にあるという話も出た。その際に私は初めて知ったが、非課税ではなくなるという。そうすると、事業所側からその税金の処理が発生するとなると、ひと手間、ふた手間かかることになるので、委託のまま受けていた方がいいのではないか、という判断をしている事業所は多いという話を聞いた。

村井委員

おっしゃる通り委託でも受けられる。確かに税金をわざわざ取ったり払ったりしなくて済むので手間が増えなくていいと思っている、ということ。ただでさえケアマネジャーたちはその予防プラン作成が、あまりインセンティブが高くない、と思っていて、なおかつ、その支援の人たちも結構手間がかかる人いる。介護と比べて、安くて手間がかからないみたいに思われているが、実際は、安くて手間はかかるという風に感じ、なん

となく敬遠しがちってということになっている。

事業所にとってあまりメリットが感じられないと言われてしまうと進まない。国もそこまで考えていたかどうか分からないので、ぜひ国にもフィードバックできるといいかもしれない。

大山委員

事業所としては、やはり手分けして行おうと考えてもらえると、非常に前向きになる。実際に予防プランの作成を受けている立場からすると、本当に要介護の方より手間かかるケースもたくさんある。そういう部分も含めて 指定を取ろうというところなので、国が現場の声聞こえてないことはないとは思いますが、本当に介護のプラン作成・調整よりも遥かに手間かかる部分があるという実態については、声をあげていただきたい。

報酬が若干上がったとは言いながらも、先ほどの税金も含めて考えていくと疑問は残る。

また、委託をうけてということであれば、ある程度包括が情報を聞き取っている、一緒に動いてくれる体制ができている中であれば、手間かかると言いながらも、相談しながら進めることができる。ただ今回はそれを一手に引き受けて、単価それほど高くない中で負担はかかる、という部分があるのは間違いない。

事業所としても、やらなきゃいけないことは分かるが、もう少し国に頑張ってもらわないとやりづらいというのが本音。

村井委員

現場の事情を知らずに、ただ「やって」というだけでは、なかなか手挙げてもらえない。手間やお金、すぐにそういうことをなんとかできなくても、せめてその苦勞をしつかりと理解してお願いをすることは大切だと感じる。

小野委員

手続き的なところで教えていただきたい。令和6年12月以降の指定においては、当協議会で諮った後、指定するということだが、指定するにあたって、具体的な基準等はあるのか。

事務局

申請した事業所が運営基準を満たしており、当運営協議会で承認されれば指定となる。

村井委員

市としては事業所に、手を挙げてもらい、みんなでやってもらえればいいなということだと思うが、実際に理解が得られて進んでいくかどうか。

(3) 制度改正に伴う地域包括支援センター職員配置の柔軟化について 【資料3】

<事務局資料説明>

村井委員

包括支援センターの職員配置がなかなか厳しい場合の対応策ということで、3職種全員非常勤とはいかない、なんで常勤職員の定数を決めたいが、どうか。特に主任ケアマネが、適切な業務遂行保する上で、配置をどのように考えたらいいか。これは難しく感じるが、いかがか。

大山委員

センターでの業務において適正な遂行ができないとならないので、様々な指標はあるかと思うが、この辺は非常勤でも、ここは非常勤では困る等なにか聞こえてきている声はあるのか。

事務局

主任ケアマネジャーが不在のところは、不在の期間が長く状況が続いていて、その代わり社会福祉主事の資格を持っている事務員を1人配置している。もちろんその分は委託料の支払いはできないので、返戻をしている状況。3職種以外を充足して、なんとか成り立っている状況が続いている。

また社会福祉士が不在のところは、ここ数ヶ月の間の法人内異動でやむを得ない状況であったよう。募集してはいるが適任がなかなか見つからない状況。包括の人材として、社会福祉士として、実動としてやっていけるかどうかで、応募はあっても採用に至らないとのこと。

決して、不足していても十分というわけではなく、リカバリをしている。

大山委員

現状は理解できた。

まず、主任ケアマネジャーが恒常的にいないセンターは1箇所ということで、当然これについては、ケアマネジャーに対するフォローも含めて、十分ではないはずと思われる。しかし代わりに社会福祉主事ということではあるが、やはり力の差はあると考える。

県内全域において、数名しか新しく主任ケアマネにならない。それを考えていくと、なかなか、新しい人が増えていかない。ただ、有資格の方は多くいると思う。

細かいデータを持ってはいないが、大きい法人、例えば社会福祉法人で大きいところであれば、異動しながら結構な人数が主任ケアマネを取っているところもたくさんある。ただ、その辺は、市にはデータが出てこない。情報を集められるようなものがあれば、適任の方を配置してもらおうというやり方もできるかと思う。

また、ケアマネもそうだが、新人の定着率があまり良くない。先ほどの重層的な話もそうであるが、様々な役割を担ってきていて、負担はもちろんあるかと思うが、なぜ定着していかないかというところを精査していく必要があると考える。

非常勤に話をまた戻すが、例えば0.6, 0.4の配置を考えたときに給与や身分的な保証という課題が出てくるかと思う。働く時間が短いから働き手がいるかということ、疑問である。やはりきちんと正規雇用の中で、社会保険も入りつつ常勤の方が人を集めやすいのではないかと思う。介護業界は本当に非常勤の方多い。常勤になるのが目標のように

なっている。包括は特に、委託を受けて公的立場で仕事をするので、きちんとした保証があって、働きがいがある、大変だけど頑張ろう、となるようにしていくのが個人的には良いと考える。もちろん国が常勤換算を認めるとのことだが、ぜひ前向きに市のために頑張ってもらえるような方を採用するように、と強くセンターに言えると良いと考える。希望も含めてではあるが、申したい。

また、居宅介護支援事業所の質の向上のために主任ケアマネの役割って国の方で今ケアプラン点検も含めて入れたらどうだ、という話にもなっているようなので、先行して、質の向上のために市内の包括の指定を受けている各事業所で、主任ケアマネのリストを整備したいので出してくれというようなことまでできるのであればよいかと考える。

村井委員

所属してない人もいるかもしれないが、職能団体の方でケアマネの名前と所属事業所程度が把握できないものか。

大山委員

団体の方でとなると、個人情報の取り扱いもあって、それを出すということは難しい。

村井委員

非常勤の話ではあるが、常勤を獲得するための施策も考えていかないと。

大山委員

非常勤を求めつつ目標は常勤をというような。

村井委員

そうですね。そもそもではあるが、今、ケアマネという職の魅力が低いと言われていて、根本的に国でも対策をしてほしい。ただ国もなかなかできないから、こういった政策ができたのかと思うが、もう少しケアマネになりたい人たちが増えないとそもそも難しいのではないかということは、もっと行政からも言っていただきたい。また、ケアマネの中でも、主任ケアマネになると逆に大変になるから、ならないようにしようという選択をしている人がいる。主任取ると責任者になる等があるとおもうが、そのような実情はどのようなものか。

大山委員

おっしゃる通り。国も今年の試験もそうであるが、試験問題、実務研修受講試験の問題、本当に簡単になってきている。今年は670名受験と去年より減っているが、問題は簡単になっているので今後は資格取得者が増えるかもしれない。大体今まではその1割ぐらいしかケアマネにならない。それ考えていくと、本当にいろんなところでやるって言われているが、介護職の処遇改善が必要。

県内でも色々話を聞いていると、大変なところたくさん出てきて、事業所も閉めなくてはいけない、また1人ケアマネ事業所ではどうしようもなくなってしまう。

ではどうやったら増えるのか、賃金だけではない、研修はどのようにするか等課題はたくさんある。やはり、その全体を拾って対応していかないと、それこそ、全部自己作成になるのか、という話になるかと心配する。

まず主任ケアマネについては、これも村井先生がよく把握されている通りで、先ほどの大きい法人だと主任ケアマネを取ってこいと言われるが、あまりやりたくない、研修時間も多く、私も講師の際に質問するが、自ら進んで手上げて応募した人はあまりいない。法人の指示が多い。やはり進んで受講に繋がるような面白みも少し考えていかなきゃならない。主任といっても主任自体の加算がつくわけではない。そうすると給料が大して上がるわけでもなく、負担ばかり増える、と感じてしまう。そういうところから解決していかなきゃいけない。

阿部委員

そうすると、疑問だが、そもそもその人材確保が難しいのに、非常勤にしたら2人雇わなければならないが、どうやって確保するのか。

宇都宮市25の地域支援センターでその中で2か所、私は2か所しかないという感想。そして他の23か所はなぜうまく人材が今確保できているのか、そこで何か確かめることができるかと考える。

包括に行くと、ずっと同じ職員の方がいらっしゃる。なぜ続いているのかを聞いたことがある。その時、法人がどこまでそのケースに対して、包括の職員さんとして動くことに応援してくれるような方針なのかどうかというところと、法人の包括支援センターとしてきちんと尊重してくれるようなところだと、その辺がやりがいにつながっていくようだ。

法人の力量によっては、困難と思われるような、先が見えないようなケースを受け入れるだけの事情も保証もできない場合もあります。そうすると、職員としては、動きづらい、やりようがないとなってしまうのではないかと考える。

少なくとも続いている包括の方が多いので、まずそこから、なぜ続いているのかがわかるといいと思う。それと、資格を持っている端くれの私としても、やはり積み上げてきた経験等が非常勤という扱いになってしまうとそれは非常に残念な気持ちになる。ただ、ある程度の経験を踏んで色々な働き方もあるかと思います。一概に否定する部分ではないが、1（非常勤）か2（複数圏域の合算）かと問われて、消去法での1ではあるのかなとは感じる。新人にOJTを付けて、ただそれが違う法人に入ってしまった時に、どちらかというやりづらさが出てくるのではないか。非常に悩ましい話ではあるが、雇用の環境を整えていくことは大切と考える。